

## **[事案 27-145] 転換契約無効請求**

・平成 28 年 6 月 30 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

転換時の説明が不十分であったこと等を理由に、転換後契約の無効および転換前契約の復旧を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 5 年 12 月に契約した定期付終身保険を、平成 23 年 8 月に終身保険に転換したが、以下の理由により、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 将来における保険料額やリスクについて説明が不十分であった。
- (2) 転換前契約の主契約のみを残して契約を継続することはできないという誤った説明がなされた。
- (3) 予定利率が低下するという説明がなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換時、募集人は 2 回、各 2 時間にわたり面談をして、保障内容、保険料、予定利率等について説明を行っていた。
- (2) 転換前契約の主契約のみを残すことはできないという説明はしていない。
- (3) 予定利率については、口頭で説明したほか、転換時に渡した資料にも記載されている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不十分な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の主張するような不十分な説明や誤説明があったと認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、業務規程第 37 条 1 項にもとづき、手続を終了した。